

はじめに

## ● 資源集団回収奨励金交付制度について

資源集団回収とは、地域のみなさんが自主的に協力し合い、資源物を集める場所や日時を決めて資源物を回収し、回収事業者に引き渡すことで、売却金を受け取る制度です。現在、多くの自治会、PTAなどが取り組んでおりますが、和歌山市ではこれらの取り組みを支援するため、「資源集団回収奨励金交付制度」をつくりました。

「資源集団回収奨励金交付制度」とは、資源集団回収を行う自治会等に資源物の回収量に応じて市が奨励金を交付する制度です。このことにより、資源回収意欲を高め、資源再利用運動の一層の促進を図ることを目的としています。

## ● 資源集団回収を行うことで、どのような利点があるのでしょうか？

- 1 地域等のコミュニティづくりに役立ちます。
  - ・ 奨励金の有効活用
  - ・ 地域住民相互の連携と親睦
  - ・ 分別やりサイクルに対する意識の育成
- 2 資源の有効活用が図れます。
  - ・ 資源や自然の保護
  - ・ エネルギーの節約
- 3 ごみの減量につながります。
  - ・ ごみ処理費用の節減
  - ・ 埋め立て処分場の延命化

**みなさんの町を元気にする資源集団回収を始めてみませんか！**

この資料では、資源集団回収を実施する自治会等のみなさんに対し、奨励金を交付するための手続きについてご案内します。

## 1 和歌山市資源集団回収奨励金交付制度について

### ● 奨励金交付の対象となる団体

資源集団回収を実施する自治会、子ども会、老人クラブ、PTA、その他の営利を目的としない市民団体（概ね20世帯を目安とします。）を対象とします。

### ● 奨励金交付の対象となる資源物及び交付金額（1kgあたり）

対象は次の古紙類、布類、金属類、瓶類、ペットボトルです。

年度の1団体の上限は20万円となります。

①新聞紙 2.5円

②雑誌・雑がみ 2.5円

③段ボール 2.5円

④紙パック 2.5円

⑤布類 5円

⑥金属類 2円（アルミ缶は17円（ただし、瓶類の回収量の3倍まで））

⑦瓶類 5円

⑧ペットボトル 3円



### (1) 奨励金交付手続きについて

#### ① 回収団体の登録手続き

(ア) 申請期間 平成23年1月1日から随時受付けています。

(イ) 受付場所 一般廃棄物課 七番丁23番地 TEL435-1352  
月曜日～金曜日（祝日除く）  
8時30分から17時15分まで

(ウ) 奨励金の対象団体

市内の市民団体（自治会・子ども会・老人クラブ・PTAなど）  
で、非営利であることが条件です。

**※事業所等の団体は対象になりません。**

(エ) 対象となる資源物

古紙類（新聞紙、雑誌・雑がみ、段ボール、紙パック）、布類、金属類、瓶類、ペットボトルです。

(オ) 提出書類

- ・ 集団回収団体登録申請書（様式第1号）
- ・ 団体の規約、規則、会則その他の規定
- ・ 団体の金銭出納に係る会計帳簿の写し
- ・ その他市長が必要と認める書類

## ② 資源集団回収の実施

- (ア) おおむね4か月の期間ごとに1回以上かつ年3回以上実施してください。
- (イ) 古紙類、布類のグループまたは金属類、瓶類、ペットボトルのグループを集める（全ての品目を集めても構いません。）。
- (ウ) 回収の実施
  - 資源回収を行うつど、回収事業者から**回収伝票**を受け取るようにしてください。（様式第7号）
  - ※ 回収伝票は事前に市より回収事業者に渡しておきます。
  - ※ **回収伝票は、奨励金算定の際、回収量の証明となりますので、交付申請のときまで大事に保管しておいてください。**

## ③ 交付申請

- (ア) 奨励金交付申請について
  - ・ 集団回収奨励金交付申請書の様式を団体登録証と同時にお渡しいたしますので必要事項を記入し、回収事業者から受け取った回収伝票と一緒にそれぞれおおむね4か月に1回を目安に提出してください。
  - ・ 奨励金の交付は、金融機関の口座振込となりますので、回収団体の口座がない場合には、交付申請書提出までに金融機関で口座の開設を済ませてください。
  - ※ **口座の名義には必ず団体名を入れてください。**
- (イ) 提出書類
  - ① 集団回収奨励金交付申請書（様式第11号）

## ④ 奨励金の交付

- (ア) 交付まで
  - 提出いただいた交付申請書を確認後、奨励金の交付額を「集団回収奨励金交付決定通知書（様式第12号）」でお知らせし、「集団回収奨励金交付請求書（様式第13号）」を提出していただいた後、奨励金を回収団体の口座に振り込みます。（交付決定通知書の送付から奨励金の振込までに約4週間かかります。）
- (イ) 交付時期
  - おおむね4か月ごとに1回程度を目安に分割して交付します。

## ⑤ ご注意

- (ア) 不正があった場合、奨励金の全部若しくは一部返還を命じ、以後当該団体に対して、奨励金の全部若しくは一部を交付しないことがあります。
- (イ) 登録があった後、一年間一度も回収がない場合、資源集団回収団体の登録を取り消す場合があります。
- (ウ) 代表者などの変更があった場合、集団回収団体登録事項変更届（様式第3号）を速やか

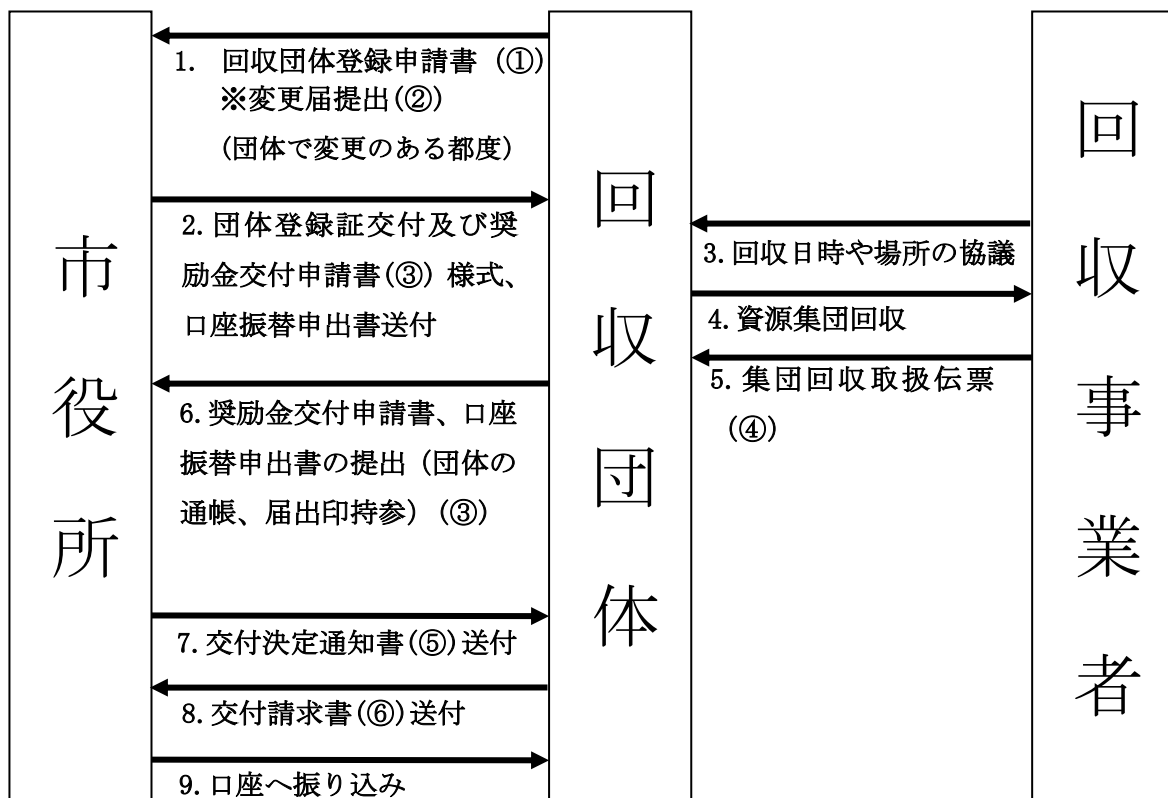
に提出してください。

## 2 関係書類及び手続きの流れ

### 〈 関係書類 〉

- ①集団回収団体登録申請書（様式第1号）
- ②集団回収団体登録事項変更届（様式第3号）
- ③集団回収奨励金交付申請書（様式第11号）
- ④集団回収取扱伝票（様式第7号）
- ⑤集団回収奨励金交付決定通知書（様式第12号）
- ⑥集団回収奨励金交付請求書（様式第13号）

### 〈 手続きの流れ 〉



## 3 これから資源集団回収に取り組むには

- 事業開始のときは団体内で意思確認をしっかりと行いましょう。

- (1) 総会・役員会などで、資源集団回収事業を行っていくことを団体として決めたら担当者を決めましょう。
- (2) 回収日や回収回数などは、無理なく続けられるものにしましょう。

(3) 目的を持って回収活動に取り組めば、より大きな回収効果を望めます。

● 回収事業者とよく打ち合わせをしましょう。

(1) 回収する資源物の品目、出し方、場所、回収日程などの打ち合わせをよくしましょう。

事業者によって対応が違いますので、お互い納得がいくまでよく話し合うことが回収開始後のトラブル予防につながります。

(2) 事業者と決めた回収方法などは書面で残しておき回収団体・事業者双方で保管しておきましょう。

※ 資源集団回収をはじめられる団体で不明な点がございましたら、一般廃棄物課（435-1352）までご相談ください。

集団回収団体登録申請書

年 月 日

（あて先）和歌山市長

ふりがな  
 団体名  
 住 所  
 ふりがな  
 代表者氏名  
 連絡先（電話）

印

和歌山市集団回収推進要綱第2条第1項の規定により、次のとおり団体を登録したいので申請します。

実施主体	自治会・婦人会・PTA・老人会・子ども会・その他（ ）		
実施範囲		参加世帯数	世帯
回収場所	集会所等・学校等・その他（ ） ※地図添付		
実施計画 （番号を丸で囲み必要事項を記入してください。）	1 週 _____ 回（ ※曜日等を記載） 2 月 _____ 回（ ） 3 年 _____ 回（ ） 4 その他（ ）		
回収方法	（具体的に）		
資源回収実施の周知方法	（具体的に） ※回覧物等を添付		
回収品目	紙類・布類 金属類・瓶類・ペットボトル		
実務担当者 （代表者に代わり実務を行う方がいる場合に記入してください。）	住 所		
	ふりがな 氏 名		
	連絡先（電話）		

# 記入例

別記様式第1号（第2条関係）

集団回収団体登録申請書

年 月 日

（あて先）和歌山市長

ふりがな わかやましりつわかやましょうがっこう  
 団体名 和歌山市立和歌山小学校 PTA  
 住 所 和歌山市七番丁 23 番地  
 ふりがな わかやま たろう  
 代表者氏名 和歌山 太郎  
 連絡先（電話） 073-423-0001



和歌山市集団回収推進要綱第2条第1項の規定により、次のとおり団体を登録したいので申請します。

実施主体	自治会・婦人会・PTA・老人会・子ども会・その他（ ）		
実施範囲	和歌山小学校校区内	参加世帯数	約 250 世帯
回収場所	集会所等・学校等・その他（ ） ※地図添付		
実施計画 （番号を丸で囲み必要事項を記入してください。）	1 週 _____ 回（ ※曜日等を記載） ② 月 1 回（ 第4木曜日 ） 3 年 _____ 回（ ） 4 その他（ ）		
回収方法	（具体的に） 随時、PTA会員が小学校へ持込する。		
資源回収実施の 周知方法	（具体的に） 回覧を通じて周知する。 ※回覧物等を添付		
回収品目	紙類・布類 金属類・瓶類・ペットボトル		
実務担当者 （代表者に代わり 実務を行う方が いる場合に記入 してください。）	住 所	和歌山市七番丁24番地	
	ふりがな 氏 名	わかやま いちろう 和歌山 一郎	
	連絡先（電話）	073-435-1352	

集団回収団体登録事項変更届

年 月 日

（あて先）和歌山市長

ふりがな

団体名

住所

ふりがな

代表者氏名

㊟

連絡先（電話）

登録した内容に変更が生じたので、和歌山市集団回収推進要綱第2条第4項の規定により届け出ます。

	変 更 前	変 更 後
団 体 名	ふりがな 団体名	ふりがな 団体名
代 表 者	住 所 ふりがな 代表者氏名 連絡先（電話）	住 所 ふりがな 代表者氏名 連絡先（電話）
回 収 場 所	集会所等・学校等・その他（ ）	集会所等・学校等・その他（ ） ※地図添付
実 施 計 画 (番号を丸で囲み必要事項を記入してください。)	1 週__回 ( ) 2 月__回 ( ) 3 年__回 ( ) 4 その他 ( )	1 週__回 ( ) 2 月__回 ( ) 3 年__回 ( ) 4 その他 ( )
回 収 方 法	(具体的に)	(具体的に)
回 収 事 業 者	(名称) (品目)	(名称) (品目)
実 務 担 当 者	住 所 ふりがな 氏 名 連絡先（電話）	住 所 ふりがな 氏 名 連絡先（電話）

※ 変更事項について記入してください。



別記様式第11号（第8条関係）

集団回収奨励金交付申請書

年 月 日

（宛先）和歌山市長

ふりがな

団体名

住所

ふりがな

代表者氏名

⑩

連絡先（電話）

和歌山市集団回収推進要綱第8条第1項の規定により、次のとおり関係書類を添えて申請します。

申請金額			円
回収実施期間	年 月 日から 年 月 日まで		
回収団体名			
有価物質量	紙類（新聞紙、雑誌・雑がみ、段ボール、紙パック）		kg
	布類		kg
	金属類	（アルミ缶）	kg
		（スチール缶、家庭金物）	kg
	瓶類		kg
ペットボトル		kg	

## 明細書<発行者控用>

(和歌山市集団回収取扱伝票)

年 月 日

様

所在地

業者名 ㊞

年 月 日実施した資源集団回収により買い上げた(引き取った)品目の明細は、次のとおりです。

総質量	kg	購入金額	kg
-----	----	------	----

品目		単価 (円/kg)	質量(kg)	金額(円)
古紙類	新聞紙			
	雑誌・雑紙			
	段ボール			
	紙パック			
布類				
金属類	アルミ缶			
	スチール缶			
	家庭金物			
瓶類	生びん			
	くずびん			
ペットボトル				
合計				

※家庭金物：なべ、やかん、フライパン等

## 明細書<団体控用>

(和歌山市集団回収取扱伝票)

年 月 日

様

所在地

業者名 ㊞

年 月 日実施した資源集団回収により買い上げた(引き取った)品目の明細は、次のとおりです。

総質量	kg	購入金額	kg
-----	----	------	----

品目		単価 (円/kg)	質量(kg)	金額(円)
古紙類	新聞紙			
	雑誌・雑紙			
	段ボール			
	紙パック			
布類				
金属類	アルミ缶			
	スチール缶			
	家庭金物			
瓶類	生びん			
	くずびん			
ペットボトル				
合計				

※家庭金物：なべ、やかん、フライパン等

## 明細書<市提出用>

(和歌山市集団回収取扱伝票)

年 月 日

様

所在地

業者名 ㊞

年 月 日実施した資源集団回収により買い上げた(引き取った)品目の明細は、次のとおりです。

総質量	kg	購入金額	kg
-----	----	------	----

品目		単価 (円/kg)	質量(kg)	金額(円)
古紙類	新聞紙			
	雑誌・雑紙			
	段ボール			
	紙パック			
布類				
金属類	アルミ缶			
	スチール缶			
	家庭金物			
瓶類	生びん			
	くずびん			
ペットボトル				
合計				

※家庭金物：なべ、やかん、フライパン等

団体名

代表者住所

代表者名

和歌山市長 印

## 集団回収奨励金交付決定通知書

年 月 日付けで申請のあった集団回収奨励金について、和歌山市集団回収推進要綱第8条第3項の規定に基づき、次のとおり交付決定したので通知します。

交付年度	年度	補助事業等の名称	ごみ減量推進事業
奨励金交付決定額		金 円	
交付対象回収実施期間		年 月 日から 年 月 日まで	

注意事項 不正な行為により奨励金の交付を受けたことが判明したときは、奨励金の全部又は一部を返還させることがあります。

別記様式第13号（第8条関係）

集団回収奨励金交付請求書

年 月 日

（あて先）和歌山市長

ふりがな  
団体名  
住所  
ふりがな  
代表者氏名  
連絡先（電話）

印

年 月 日から 年 月 日までの集団回収の実施に係る和歌山市集団回収推進奨励金について、次のとおり請求します。

指令年月日	年（ 年） 月 日
指令番号	和歌山市指令一廃（奨）第 号
交付年度	年度
請求金額	円

## 和歌山市集団回収推進要綱

### (目的)

第1条 この要綱は、市民の団体が実施する再資源化することができる有価物（以下単に「有価物」という。）の回収（以下「集団回収」という。）、和歌山市集団回収推進奨励金（以下「奨励金」という。）の交付等について必要な事項を定めることにより、循環型社会の形成推進に向けた啓発を図り、もって地域コミュニティの活性化及び環境教育に資することを目的とする。

### (回収団体の登録)

第2条 集団回収を行う団体で奨励金の交付を受けようとするもの（以下「回収団体」という。）は、市長の登録を受けなければならない。

2 前項の規定による登録を受けようとする回収団体は、集団回収団体登録申請書（別記様式第1号）に次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) 団体の規約、規則、会則その他の規定
- (2) 団体の金銭出納に係る会計帳簿
- (3) その他市長が必要と認める書類

3 市長は、前項に規定する申請に係る回収団体が次の各号に該当すると認めるときは、当該回収団体を登録し、当該回収団体に集団回収団体登録証（別記様式第2号）を交付するものとする。

- (1) 自治会、婦人会、子ども会その他の和歌山市民が組織する営利を目的としない団体であること。
- (2) おおむね4か月の期間ごとに1回以上かつ年3回以上集団回収を実施すること。
- (3) 次に掲げる有価物の区分のいずれか又は全てを回収すること。

ア 新聞紙、雑誌及び雑がみ（以下「雑誌・雑がみ」という。）の類、段ボール又は紙パックのうち1以上及び布類

イ 金属類、瓶類及びペットボトル

(4) 別表第1の第1欄に掲げる有価物の区分に応じ、それぞれ同表の第3欄に定めるところに従い回収すること。

4 登録を受けた回収団体は、登録を受けた事項に変更があったときは、速やかに集団回収団体登録事項変更届（別記様式第3号）を市長に提出しなければならない。

### (回収事業者の登録)

第3条 集団回収により回収された有価物を回収する事業を営む者（以下「回収事業者」という。）は、市長の登録を受けなければならない。

2 前項の規定による登録を受けようとする回収事業者は、集団回収事業者登録申請書（別記様式第4号）に次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) 誓約書（別記様式第5号）
- (2) 法人にあっては法人の登記事項証明書（登記簿に記録されている事項の全部を証明した現在事項証明書）、個人にあっては住民票及び確定申告書の写し
- (3) 法人にあっては納税証明書（その3の3）及び本市の発行する完納証明書、個人にあっては納税証明書（その3の2）及び本市の発行する完納証明書

3 市長は、前項に規定する申請をした回収事業者が次の各号に該当すると認めるときは、当該回収

事業者を登録し、当該回収事業者に集団回収事業者登録証（別記様式第6号）及び和歌山市集団回収取扱伝票（別記様式第7号）を交付するものとする。

- (1) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第7条第5項第4号イからヌまでのいずれにも該当しないこと。
- (2) 本市に、1年以上、住所（法人にあっては、登記された事務所又は事業所）を有し、かつ、廃棄物処理に関する事業活動を行っている者であること。
- (3) 次に掲げる区分に応じ、次に定める税目について未納の税額がないこと。
  - ア 法人の場合 法人税、消費税及び地方消費税並びに本市が課するすべての税目
  - イ 個人の場合 申告所得税、消費税及び地方消費税並びに本市が課するすべての税目
- (4) 計量法（平成4年法律第51号）第19条第1項の規定に違反しないで、有価物に係る取引を行うことができること。
- (5) 集団回収により回収された有価物すべてを適正な価格で買い上げ、別表第2に定める基準に従い適正にリサイクルすることができること。

4 登録を受けた回収事業者は、登録を受けた事項に変更があったときは、速やかに集団回収事業者登録事項変更届（別記様式第8号）を市長に提出しなければならない。

（回収団体の廃止等）

第4条 第2条第1項の登録を受けた回収団体が集団回収を行うことができなくなったときは、速やかに廃止届（別記様式第9号）を市長に提出しなければならない。

2 市長は、1年以上集団回収の活動がない回収団体の登録を取り消すことができる。

（回収事業者の登録取消し等）

第5条 市長は、回収事業者が次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、登録を取り消すことができる。

- (1) 第3条第3項各号に掲げる要件に該当しなくなったとき。
- (2) 虚偽の申請その他不正行為を行ったとき。
- (3) その他回収事業者としてふさわしくない行為があったとき。

2 市長は、前項の規定により登録を取り消すものと決定した場合には、集団回収事業者登録取消通知書（別記様式第10号）により通知するものとする。

3 第1項の規定により登録を取り消された者は、取消の日から、同項第1号に該当することにより取り消された場合にあつては1年間、同項第2号及び第3号に該当することにより取り消された場合にあつては2年間、それぞれ回収事業者の登録を申請することができない。

（回収事業者の紹介）

第6条 市長は、登録を受けた回収団体から回収事業者の紹介を依頼されたときは、登録を受けた回収事業者を紹介することができる。

（買上依頼）

第7条 回収事業者の有価物の買上げ、又は引取りを依頼しようとする回収団体は、集団回収を行う方法、日程及び回収した有価物を集積する場所を、回収事業者と事前に協議しなければならない。

（奨励金の交付の申請）

第8条 回収団体は、奨励金の交付を受けようとするときは、集団回収奨励金交付申請書（別記様式第11号）に和歌山市集団回収取扱伝票の明細書を添えて、集団回収を実施した日の属する会計年度の末日までに市長に申請しなければならない。

2 前項の規定による申請は、おおむね4か月ごとに1回程度に分割して行うことができる。

3 市長は、前項の規定による申請書の提出があった場合は、直ちにその内容を審査し、当該申請を適当と認めたときは、奨励金の交付を決定するとともに、当該回収団体の代表者に集団回収奨励金交付決定通知書（別記様式第12号）を交付する。

4 奨励金の額は、別表第3の品目の欄の区分に応じ同表の奨励金額の欄に定める金額に回収事業者に売り渡し、若しくは引き渡した有価物の質量（その有価物が金属類であるときは、当該金属類の質量又は瓶類の質量に3を乗じて得た質量のいずれか低い質量とし、その質量に1キログラム未満の端数があるときは、その端数を切り捨てる。）を乗じて得た額又は200,000円のいずれか低い額とする。

5 第2項の規定により交付決定を受けた回収団体の代表者は、集団回収奨励金交付請求書（別記様式第13号）を提出しなければならない。

（奨励金の交付）

第9条 市長は、前条第4項の規定による請求があった場合は、申請した年度の予算の範囲内において、前条第2項により決定した額を奨励金として交付するものとする。

（奨励金の取消し等）

第10条 市長は、前条の奨励金の交付を受けた回収団体が次の各号のいずれかに該当するときは、交付決定を取り消すとともに、既に交付した奨励金の全部又は一部の返還を求めるものとする。

（1）不正な行為により奨励金の交付を受けたとき。

（2）不適切と認められる事実があったとき。

（報告等）

第11条 市長は、この事業に必要な限度において、回収団体及び回収事業者に対し、必要な報告を求めることができる。

（表彰）

第12条 市長は、次の各号のいずれかに該当する回収団体に対し、表彰を行うものとする。

（1）第2条第1項の登録を受け、3年以上継続して集団回収活動を実施している回収団体

（2）特色のある集団回収活動を行い、他の回収団体の模範となると認められる団体

（3）その他地域コミュニティの活性化、循環型社会の形成に関し功績があったと認められる回収団体

2 前項の表彰は、表彰状を授与して行う。

（雑則）

第13条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

## 附 則

1 この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

別表第1（第2条関係）

有価物の区分		回収できるもの	出し方	回収できないもの
紙類	新聞紙	新聞紙	折りたたんで紙ひもなどで十文字に縛る。 ガムテープでこん包しない。	油紙、合成紙、写真、防水加工紙、カーボン紙、感熱紙、ビニールでコーティングされたもの、紙コップなどのワックス加工したもの、水に濡れたり、食品や油等の汚れがついてしまった新聞、雑誌、段ボール
	雑誌・雑がみ	書籍全般、カタログ、チラシ、菓子の箱、包装紙などの雑がみ	紙ひもなどで十文字に縛る。 雑がみは、紙袋に入れてひもで縛るか、雑誌などのあいだにはさむ。	
	段ボール	段ボール類	紙ひもなどで十文字に縛り金具は外す。 ガムテープは外す。	
	紙パック	牛乳パック、酒類、ジュース等のパック	洗って、開いて、乾かして、ひもで縛る。	プラスチック製の注ぎ口などが付いているもの、内側が銀色又は茶色のもの
布類		衣類、タオル等	ひもで縛るか、指定のごみ袋に入れる。	綿が入った衣類、革製品、ダウンジャケット、作業着、下着等
金属類		アルミ缶、スチール缶、なべ、やかん、フライパン等の家庭金物	中を水洗いし、水切りし、つぶして出す。 空き缶はスチール缶とアルミ缶に分ける。	木等が付着したもの、家電製品、かさ、自転車、一斗缶
瓶類		ジュース、酒類、しょうゆ等の飲料瓶（くず瓶）及びリターナブル瓶（生瓶）	キャップは外し、中を水洗いし、水切りして出す。 瓶は色ごとに分ける。	油瓶、化粧瓶、薬瓶、陶磁器等
ペットボトル		ペットボトル	キャップとラベルは外し、軽くすすぎ、つぶして出す。	



別表第2（第3条関係）

品目	基準
紙類（新聞紙、雑誌・雑がみ、段ボール、紙パック）	圧縮こん包し、立方体状にできること。
金属類（アルミ缶、スチール缶、なべ、やかん、フライパン等の家庭金物）	アルミ缶及びスチール缶は、圧縮し、立方体状にできること。
ペットボトル	圧縮こん包又は破砕できること。

別表第3（第8条関係）

品目	奨励金額	
紙類（新聞紙、雑誌・雑がみ、段ボール、紙パック）	2円50銭	
布類	5円	
金属類	アルミ缶	17円
	スチール缶、家庭金物	2円
瓶類	5円	
ペットボトル	3円	

登録回収事業者一覧表

事業者名	住所	電話
和歌山市製紙原料協同組合 （窓口：有限会社コーヨー）	和歌山市西浜1660-321	445-3418
和歌山資源協同組合 （窓口：安田金属興業株式会社）	和歌山市小雑賀618	426-1222